平成２２年（フ）第１８５４号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目23番48号
債務者　奥田　昌樹
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８５５号
神奈川県綾瀬市深谷上５丁目23番48号
債務者　奥田由紀子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８６１号
横浜市南区三春台63番地11　グランドベイヒルズ横浜701
債務者　五十畑政也
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３９号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅３棟405号
債務者　北森　鈴枝
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１７１号
横浜市中区本郷町２丁目58番地　昭和ハイム202号室
債務者　田邊　順二
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１５号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根3037番地９
債務者　廣瀬　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２１８号
横浜市戸塚区南舞岡３丁目６番４―102号
債務者　浦　　克之
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２９号
栃木県宇都宮市針ヶ谷町441―23、住民票上の住所栃木県宇都宮市西川田３丁目９番７号富樫方
債務者　神　　武一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３９号
栃木県宇都宮市清原台２丁目６番17号　ｉセカンドハイツ101号、前住所栃木県宇都宮市陽東４丁目７番30号
債務者　中山　榮一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５３号
栃木県日光市文挟町83番地52
債務者　山田　一幸
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５５８号
栃木県鹿沼市上野町415番地
債務者　髙橋　武男
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６２号
栃木県芳賀郡市貝町大字上根637番地１　ウィン市貝201
債務者　イナミ　ジョセリン　カイント
1　決定年月日時　平成22年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６８号
栃木県宇都宮市富士見町９番１号　上原市営住宅１号棟606号室、前住所栃木県宇都宮市山本３丁目１番10号
債務者　見目　洋子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０６４号
神奈川県綾瀬市寺尾中４丁目12番８号
債務者　後藤　和人
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６１号
栃木県宇都宮市駒生町832番地29　レジデンス中村706号
債務者　石原　典子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月１日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係